

# 倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 第1 趣旨

本仕様書は、倉吉市（以下「甲」という。）が委託する「倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務（以下「本業務」という。）」に適用するものであり、受託者（以下「乙」という。）が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

本業務は、令和7年春に予定されている鳥取県立美術館の開館を見据えながら、同美術館から年間約60万人の観光客が来訪する打吹玉川伝統的建造物群保存地区を通り、西側に位置する円形劇場くらしフィギュアミュージアム、国登録有形文化財の小川家住宅までの東西約2.5キロメートル、南北約0.5キロメートルの区域（以下「周遊滞在エリア」という。）を多種多様な観光スタイルに応じたモビリティの向上により、周遊滞在エリアに多くの観光客が訪れ、楽しみながら周遊し、滞在できる個性豊かで魅力溢れる観光地（以下「周遊滞在型観光地」という。）として創り上げるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係法令を踏まえ、令和4年度以降の実証実験に向けた周遊滞在エリアのモビリティの向上に資する計画を策定することを目的とする。

### 第3 業務期間

本業務の業務期間は、令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月）までとする。

### 第4 業務場所

本業務の業務場所は、倉吉市の上灘地区、成徳地区及び明倫地区の一部の区域とし、具体的には、下図のとおりとする。



図 業務場所（周遊滞在エリア）

## 第5 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
- (3) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (4) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- (5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (6) 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 8 年倉吉市条例第 33 号）
- (7) 倉吉市個人情報保護条例（平成 17 年倉吉市条例第 8 号）
- (8) 倉吉市財務規則（平成 12 年倉吉市規則第 30 号）
- (9) 第 12 次倉吉市総合計画
- (10) 第 2 期倉吉市総合戦略
- (11) 倉吉市観光ビジョン
- (12) 第 2 期倉吉市中心市街地活性化基本計画
- (13) その他関係法令及び通達等

## 第6 提出書類

乙は、本業務の着手に先立ち、本業務に係る契約の締結後 14 日以内に、次に掲げる書類を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者等の選任届及び経歴書
- (3) 業務計画書
- (4) 業務工程表
- (5) 貸与資料に関する誓約書
- (6) その他甲が必要と認める書類

## 第7 管理技術者等の選任

乙は、本業務の管理技術者及び照査技術者として、技術士（建設部門）又は RCCM（建設部門）の資格を有する者を選任するものとする。

## 第8 担当技術者の選任

- 1 乙は、本業務における担当技術者を選任するものとする。
- 2 担当技術者は、本仕様書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

## 第9 協議・打ち合わせ

本業務の実施にあたり、乙は、本業務の円滑な遂行を図るため、甲と密接な連絡を取るとともに、本業務の着手時及び本業務の主要な区切りに協議・打ち合わせを行うものとし、その都度、乙において記録し、甲と乙との間で相互にその内容を確認するものとする。なお、承諾及び協議に関しては、原則として書面でこれを行うものとする。

## 第 10 関係官公署等への手続き

本業務の実施に必要な関係官公署等に対する諸手続きについては、甲と乙が協議の上、乙において迅速かつ正確に処理するものとする。ただし、甲において申請すべき手続きについては、甲がこれを行うものとする。

## 第 11 秘密の保持

乙は、本業務の遂行により知り得た情報を甲の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

## 第 12 情報の保護

乙は、本業務に係る情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止のため、適切な情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を遂行しなければならない。

## 第 13 損害賠償

本業務の遂行中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、速やかに乙の責任と負担においてこれを解決するとともに、直ちに甲にその顛末を報告するものとする。

## 第 14 検査

乙は、本業務を完了した場合には、速やかにその旨を甲に通知するとともに、その通知を受けた日から 10 日以内で甲が定める日に検査を受けるものとする。ただし、検査に合格しない場合には、直ちに修正等を行い、再検査を受けるものとする。

## 第 15 成果物の帰属

本業務の成果物（本業務の遂行中に乙が成果物を作成するために生成したデータ等を含む。）は、全て甲の所有とし、甲の承諾を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

## 第 16 成果物の瑕疵

乙が甲に成果物を納めた後、成果物に瑕疵が発見された場合には、甲の指示に従い、直ちに必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵の処理に要する経費は、全て乙が負担するものとする。

## 第 17 貸与資料

乙は、本業務に必要と認められる資料を甲等から借用できるものとし、借用した資料は、乙の責任においてこれを保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、本業務が完了した場合には、速やかに甲に返却するものとする。また、乙が複製した資料については、本業務の完了後、速やかに廃棄処分を行うものとする。

## 第 18 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

## 第2章 業務内容

本業務の内容は、概ね次のとおりとするが、乙は、本業務の企画、作業手順等に関し、技術的かつ経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した場合には、甲に積極的に提案するように努めるものとする。

第1 本業務の概要は、次に掲げる事項を基本とする。

### 1 計画準備

(1) 計画準備は、業務の手順、甲と乙の役割分担等を含む全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料の検討、機器の準備等、本業務の遂行にあたり、事前に行うべき予備的業務である。

(2) 乙は、一連の業務が円滑に実施できるよう、必要な検討項目及び実施工程を整理した上で、各検討項目の具体的な実施手順と業務量、それを円滑に処理するための人員配置等を十分に考慮し、その内容を反映した業務計画書を策定する。

### 2 資料収集・整理

乙は、業務内容を熟知した上で、本業務の遂行上必要となる資料、情報等を収集し、既存の資料、情報等の有効活用を図るとともに、本業務による調査等で新たに収集すべきデータ、情報等を整理することにより、業務の効率化及び本業務の成果の向上を図る。

### 3 周遊滞在エリアの現状把握

乙は、周遊滞在エリアの人口分布、集客施設等の立地状況、生活交通の実態等の地域特性を正確に把握する。

### 4 観光客等の移動実態及びニーズの把握と予測

乙は、倉吉市に来訪する観光客や周遊滞在エリアで生活する地域住民等の移動実態やニーズの現状を把握するとともに、鳥取県立美術館の開館等による移動実態やニーズの変化等を予測する。

### 5 周遊滞在エリアの関係者による協議の場の運営補助

乙は、周遊滞在エリアのモビリティの向上に必要な関係者による協議の場を開催するにあたり、会場設営、資料及び記録の作成、専門家等を招聘する場合における謝金の支払い等の運営補助を行う。

### 6 周遊滞在エリアの課題の整理

乙は、前記2から5までの調査、検討等により得た情報等を分析し、周遊滞在エリアのモビリティの向上に関する課題を整理する。

### 7 周遊滞在エリアにおけるモビリティの向上に繋がる改善策の検討及び提案

乙は、周遊滞在エリアの課題を解決し、周遊滞在型観光地づくりの推進に繋がるモビリティの改善方法、改善施策等（モビリティの向上のために導入する移動手段、移動コースの設定、移動手段や移動コースの設定等に要する事業費、移動手段の運営形態、関係者の役割分担等）を検討し、提案する。

### 8 実証実験を視野に入れた周遊滞在型観光地モビリティ向上計画の策定

乙は、令和4年度以降の実証実験に必要な関係機関等の協議等を行った上で、周遊滞在エ

リアのモビリティの向上に関する計画（令和4年度以降の実証実験に必要な国、県等の支援制度の概要、事業費の積算資料、交付申請等に必要な書類等を含む。）

#### 9 協議・打ち合わせ

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、適宜、甲と協議・打ち合わせを行う。なお、協議・打ち合わせ時期は、着手時、中間時及び終了時を基本とする。
- (2) 乙は、協議・打ち合わせの後、速やかに記録を作成し、甲の承認を受ける。
- (3) 乙は、前記の協議・打ち合わせ以外の場合であっても、適宜、甲に本業務の進捗状況を電子メール等を活用して報告するように努める。

#### 10 業務報告書の作成及び納品の準備

- (1) 乙は、本業務の成果を保存するため、法的な根拠等を明確に示しつつ、本業務で収集及び作成した資料の経緯等の記載にも配慮しながら業務報告書の取りまとめを行う。
- (2) 乙は、成果物の納品にあたり、納品後に成果物に瑕疵が発見されることのないよう、細心の注意を払いながら納品の準備を行うものとする。

### 第2 成果物の納品

1 乙は、業務報告書と一緒に、次に掲げる成果物を甲に納入するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 周遊滞在型観光地モビリティ向上計画
- (3) その他必要な資料

2 前記1の成果物の納品の数量及び形態は、次のとおりとする。なお、電子データで納める資料に関しては、事前にウイルスチェックを実施したものを納品する。

- (1) 前記1(1)の報告書 1部（書面）
- (2) 上記1(2)の計画 3部（書面）及びCD-R 1枚（Word・Excel・PowerPoint形式）
- (3) 上記1(3)の資料 甲乙が協議して定めた納品の数量及び形態